Ⅵ. ひとり親家庭・女性福祉

ひとり親家庭・女性福祉

１．相談

(1)ひとり親家庭・婦人相談

年度	30	元(31)	2	3	4
件数	4,406	3,228	2,356	2,157	2,483

相談内容には、福祉資金、住宅、就職、養育、その他離婚を含む家庭問題等で複雑なものを含み、関係機関とも連絡を密にしている。母子・父子自立支援員は必要に応じて訪問調査を行う。

相談内容別件数（令和４年度）

相談内容			件数
生活一般	住宅		152
	医療・健康		208
	家庭紛争	配偶者等の暴力	178
		その他	279
	就労		348
	結婚		1
	養育費		79
	借金		24
	家事援助		209
	その他		299
	小計		1,777
児童	養育		270
	教育		112
	非行		0
	就職		0
	その他		103
	小計		485

相談内容			件数
生活援護	母子及び父子福祉資金	貸付	44
		償還	28
	女性福祉資金	貸付	5
		償還	1
	公的年金		4
	児童扶養手当		25
	生活保護		44
	税		1
	生活福祉資金		1
	その他		42
	小計		195
その他	売店設置		0
	たばこ販売		0
	母子･父子世帯向公営住宅		4
	ひとり親家庭休養ﾎｰﾑ		1
	母子生活支援施設		21
	小計		26
合計			2,483

（子ども子育て支援課）

(2)緊急一時保護

緊急に保護することを要する母子又は女性を一時的に保護施設に入所させ、必要な相談、援助等を実施。

年度	30	元(31)	2	3	4
世帯数	6	8	13	1	1
人数	11	12	17	1	1

――配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律――
――武蔵野市母子・女性緊急一時保護事業実施要綱――
――武蔵野市緊急一時保護宿泊費等支給要綱――

（子ども子育て支援課）

２．経済援護

(1)児童扶養手当支給
Ｖ－２－(2)に掲載

(2)児童育成手当支給
Ｖ－２－(4)に掲載

(3)令和３年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業
Ｖ－２－(10)に掲載

(4)令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業
Ｖ－２－(13)に掲載

(5)母子及び父子福祉資金貸付

東京都は都内に６か月以上居住し、20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯の親等を対象に、その経済的自立を援助し、あわせてその児童の福祉を増進するために「母子及び父子福祉資金」を貸付けている。資金の種類により無利子のものと、年１％の利子がつくものがある。

貸付償還状況

区分＼年度		30	元(31)	2	3	4
貸付	件数	41	29	21	12	7
	金額（円）	22,472,800	14,732,800	11,907,500	8,130,000	4,733,400
償還	件数	2,919	3,381	3,756	3,286	3,039
	金額（円）	26,076,325	29,593,147	31,627,101	34,177,779	31,670,624

※償還金額は元金のみ

貸付資金別件数（令和４年度）

資金別	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	生活	転宅	就学支度	児童扶養	合計
件数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7

――東京都母子及び父子福祉資金貸付条例――

（子ども子育て支援課）

(6)女性福祉資金貸付

東京都は女性が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸付けている。対象となるのは次の条件に該当する者。

①配偶者がいないか、配偶者がいてもその扶養を受けられない女性で、都内に６か月以上居住しており、親・子・兄弟姉妹などを扶養している者／年間所得が基準以下で、かつて母子家庭の母として子を扶養したことのある者もしくは婚姻歴のある 40 歳以上の者。

②上記にあてはまらない者で、特に貸付けの必要があると認められる者。

ひとり親家庭・女性福祉

貸付償還状況

区分＼年度		30	元(31)	2	3	4
貸付	件数	2	1	0	1	2
	金額（円）	1,308,000	972,000	0	651,000	2,202,000
償還	件数	586	420	401	501	403
	金額（円）	6,027,009	3,418,171	3,302,053	4,089,269	3,267,734

※償還金額は元金のみ

貸付資金別件数（令和４年度）

資金別	事業開始	転宅	修学	技能習得	就学支度	合計
件数	0	0	2	0	0	2

――東京都女性福祉資金貸付条例――

（子ども子育て支援課）

(7)ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度末までの児童または20歳未満で一定の障害を有する児童を養育しているひとり親家庭等（父または母が重度の障害を有する場合も含む）の父、母または養育者と児童に対し、保険診療の自己負担分（課税世帯は一部）を助成する。所得制限あり。

（各年度３月末現在）

年度	対象世帯数(件)	対象人数(人)	助成件数(件)	医療費助成額(円)
30	478	694	9,650	23,038,156
元（31）	509	724	9,727	25,007,057
2	511	717	8,485	22,503,424
3	513	722	8,838	22,087,147
4	514	676	9,072	23,244,535

※対象世帯数及び対象人数は３月末時点のもの。

――武蔵野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例――

（子ども子育て支援課）

(8)ひとり親家庭等住宅費助成

市内に６か月以上居住し、民間の共同住宅等を借り家賃を支払い、20歳未満の子を養育しているひとり親家庭等の父、母または養育者に対し、家賃の一部を助成（月額10,000円以内）。所得制限あり。

年度	受給者数(人)	助成件数(件)	助成額（円）
30	154	379	17,134,130
元（31）	156	421	19,310,000
2	157	447	19,042,633
3	152	480	18,520,000
4	152	449	17,160,000

※受給者数は３月末時点のもの。

――武蔵野市ひとり親家庭等の住宅費の助成に関する条例――

（子ども子育て支援課）

(9)母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭の親の就業を効果的に促進するため、技能取得など主体的な能力開発の取組みを支援するため受講料等の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」、就職の際に有利で生活の安定に資する資格の取得を促進するため、一定期間について生活の負担の軽減を図る「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施。所得制限あり。

区分＼年度	30		元(31)		2		3		4	
	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）	件数	支給額（円）
自立支援教育訓練給付金	1	23,920	2	202,600	0	0	3	181,168	1	90,000
高等職業訓練促進給付金(※)	6	3,750,000	0	0	2	1,030,000	0	0	0	0

※高等職業訓練促進給付金

申請月の月分から給付。月額 70,500 円（住民税非課税の方は月額 100,000 円）を修業期間の全期間（上限 48 か月）支給。最後の 12 か月は増額する。利用にあたっては事前相談及び審査あり。

――武蔵野市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱――

――武蔵野市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱――

（子ども子育て支援課）

３．生活援護

(1)ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学校低学年以下の児童のいるひとり親家庭で、就労等により一時的に家事または育児等の日常生活の援助を必要とする場合が対象となる。所得により自己負担あり。

年度	30	元(31)	2	3	4
実世帯数	28	23	26	18	20
派遣日数	1,032	1,039	891	814	809

――武蔵野市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱――

（子ども子育て支援課）

(2)ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業

対象児童・生徒の学習習慣の定着及び基礎的な学力の向上を図るとともに、その父母等の育児負担を軽減し、生活の安定化を促進することを目的として、訪問型の学習支援及び生活支援事業を実施。対象はひとり親家庭の子で、小学校４～６年生、中学校１～２年生。定員 15 名。所得要件あり。

年度	30	元(31)	2	3	4
利用者数	10	10	10	13	15

※令和２年度までの定員は10名。

（子ども子育て支援課）

ひとり親家庭・女性福祉

(3)母子生活支援施設入所援護

生活上の諸問題のため子どもの養育が十分にできない母子に実施。

（各年度３月末現在）

年度	30	元(31)	2	3	4
世帯数	0	1(1)	5(4)	5(1)	2(0)
人数	0	2(2)	10(8)	10(2)	4(0)

※（ ）は新規で、内数。

――児童福祉法――

（子ども子育て支援課）

(4)助産施設入所援護

児童福祉法に基づき、助産の援護を行う。

年度	30	元(31)	2	3	4
入所人数	1	1	3	3	2

――児童福祉法――

（生活福祉課）

(5)養育費確保支援事業

養育費の取決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費又は裁判外紛争解決手続の利用に必要な経費の補助を行うことで養育費の継続した履行確保を促進し、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

年度	4
支給件数	3

――武蔵野市養育費確保支援事業補助金交付要綱――

（子ども子育て支援課）

４．就労支援

(1)母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等の自立促進のため、個々の状況、ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定したうえで継続的な自立・就労支援を実施する。

年度	30	元(31)	2	3	4
策定人数	14	4	5	1	6
うち就労に結びついた人数	11	2	3	1	5
継続して支援した人数	15	6	2	2	1

――武蔵野市母子・父子自立支援プログラム策定等事業実施要綱――

（子ども子育て支援課）

５．住宅施策

(1)福祉型住宅（ひとり親世帯用）

市が民間アパートを借り上げ、福祉型住宅として住宅に困っているひとり親世帯に提供している。

○入居資格　次のすべての要件にあてはまる方

①市内に引き続き３年以上居住していること。

②健康で自立して日常生活を営むことができること。

③住宅に困っていること。

④配偶者がいない方で、一番下の子が 20 歳未満であること。

⑤所得が基準の範囲内であること。

⑥申込者（同居の親族を含む。）が暴力団員でないこと。

＜令和５年３月末現在＞

名　称	所在地	開設年月	戸数	備　考
武蔵野清岳苑	西久保 2－30－4	平成５年３月	4	全戸数 42
シュロス武蔵野	関前 4－17－3	平成７年２月	4	全戸数 29
アーバン武蔵野	境南町 2－8－6	平成 30 年９月	1	全戸数 11
計			9	

――武蔵野市福祉型住宅管理条例――

（住宅対策課）